震災対策計画編

本市において，多数の死傷者が発生，または住民に相当の被害がおよぶといった大規模な地震災害が発生した場合に，関係機関がとるべき対策について定める。

なお，この計画に定めない事項については，「風水害等対策計画編　２.風水害対策計画」に準ずる。

第１章　総則

第１節　本市の地震被害

第１　地震の発生状況

近年における地震による被害状況は，平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分に宮城県牡鹿半島沖を震源とした東北地方太平洋沖地震は，日本の観測史上最大のマグニチュード９．０を記録し，岩手県沖から茨城県沖までの南北約 500 ㎞，東西約 200 ㎞の広範囲において，大津波の発生も含め壊滅的な被害をもたらした。本市においても震度６弱を観測し，建築物の倒壊，地盤沈下，液状化現象，各種インフラの寸断など大きな被害が発生した。この地震は，茨城県から離れた震源であったが，過去における茨城県の地震分布は，下図のとおりである。

また，茨城県に被害をもたらす可能性のある地震として，首都圏での直下型の地震（マグニチュード７級）の発生については，大陸プレート，フィリピン海プレート及び太平洋プレートが互いに接し，複雑な応力集中が生じていることなどから，ある程度の切迫性を有しており，茨城県南部地震（マグニチュード７．３）が中央防災会議により想定されている。茨城県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震（津波地震）については，茨城県及び福島県沖の海溝寄り部分では，複数の領域を震源域とした地震の発生可能性があるとされており，発生した場合は，マグニチュード８．６～９．０と地震調査研究推進本部により推定されている。

本市は過去において大きな直下型地震は発生していないが，下図に示す本市近縁の南東部に棚倉破砕帯断層が位置している。これは山田川に沿うもので，第三紀集塊岩と砂岩を境とする断層で，岩質の相違によるリニアメント※の疑いがある。活断層の確実度は，確実であるⅠから，活断層の可能性があるが他の原因による地形の疑いが残るⅢまでの三段階があり，これは確実度が最も低いⅢとされる。

注：※リニアメント：線上に続く谷地形や崖，異なる種類の地形の境界などの地形的に続く線上模様で活断層を認定する際の基礎的な地形

地震の発生状況と想定地震位置

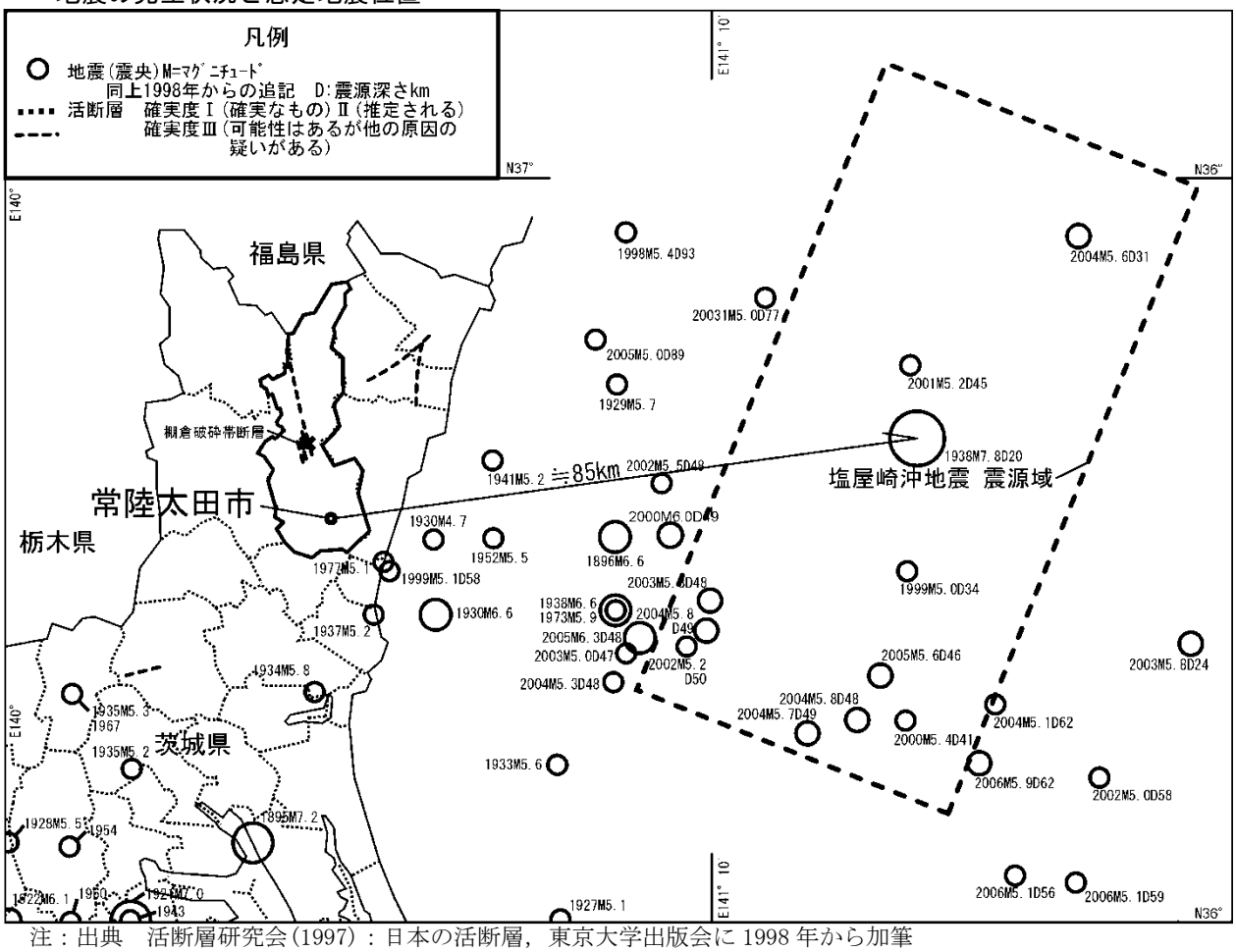

注：出典　活断層研究会(1997)：日本の活断層，東京大学出版会に 1998 年から加筆
〃　常陸太田市揺れやすさマップ 平成 21 年２月

※（資料 3-1）本県の主な地震被害

※（資料 3-2）常陸太田市における震度別地震回数表

※（資料 3-3）気象庁震度階級関連解説表

第２　想定地震

想定地震は，本市に影響があると考えられる過去に発生した塩屋崎沖地震（昭和 13 年発生，マグニチュード 7.8）を想定して検討を行った。

想定地震概要

名　称	震源域から本市までの距離（震央と市役所）	上端深さ	マグニチュード
塩屋崎沖地震	約 85km	20km	7.8

第３　震災被害想定

１　地震動

本市の河谷平野部（河川の氾濫･河道変化によってできた低平な土地）は，久慈川，里川，山田川の運搬によって形成された多湿な低地であり，丘陵上の立地に比較して地震動（地震波の到達によって引き起こされる地面の震動のこと）をより増幅して建物被害や地盤の液状化をより強く招く傾向がある。山地と丘陵部が震度５弱，山間の谷から平野部までの扇状地と谷津部が震度５強，平野部の水田及びＪＲ常陸太田駅周辺が震度６弱と想定される。

旧来からの集落は，それらやや軟弱な地盤の中でも，台地・丘陵・扇状地や河川の自然堤防上のより良い地盤に立地しており，自然に対する伝統の知恵が活かされているといえる。

丘陵面上の建物が密集した旧市街地は，木造家屋が多く防火耐火性能が低いことと，居住者に単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加など震災に弱い側面も指摘できる。

2　液状化

液状化は，ゆるく堆積した地下水の多い砂質土に見られる現象で，軟弱地盤が地震のゆれにより，通常の建物を支持する力が極端に低下し建物の崩壊などの被害を招く。

本市の液状化による建物の被害想定は，「液状化の極めて高い」，旧河道に立地する建造物はほとんどない。

本市の丘陵部を除く河谷平野部に位置する集落は，「液状化の高い」，河川・三角州・谷底平野・旧砂州と予測され，この地域は比較的液状化に強い自然堤防，即ち水田面よりやや小高く砂利交じりの地質で旧来からの集落があるところと水田を埋立てかさ上げした比較的新興の宅地に区分される。

水田を埋め立てた宅地に立地する建造物は，地耐力の構造計算を行ったものを除き，一般的な木造等家屋は液状化への対応がなされていない場合が多く，特に宅地周りの状況により地下水位が高い場合は被害が増すと予測される。

※（資料 3-3）気象庁震度階級関連解説表

第 2 節　各機関の業務の大綱

各関係機関の業務の大綱は，風水害等対策計画編　１.総則 に準ずる。

第２章　震災予防

大規模地震に備え，平常時から次に掲げる対策を講じる。

なお，本市の災害応急対策は，風水害等対策計画編　２.風水害対策計画　第１章 災害予防 に準ずる。

第１節　防災組織等の活動体制の整備

第１　地震防災訓練の充実

住民，自主防災組織及び事業所の防災意識の高揚と防災関係機関相互の連携強化を図ることを目的に，防災関係機関や自主防災組織，ボランティア組織，事業所，要配慮者を含めた地域住民が一体となった総合防災訓練を実施する。

1　地震予知対応型訓練

東海地震にかかわる警戒宣言が発令されたという想定で，職員の参集訓練及び災害対策本部設置訓練を行う。

2　地震発災対応型訓練

大規模な地震が発生したという想定で，住民や防災関係機関とともに総合的な災害対策訓練を次のような項目で行う。

(1) 防災行政無線や広報車を使った広報訓練
(2) 住民避難訓練
(3) 応急手当・救護訓練
(4) 備蓄品搬送，食糧・飲料水供給訓練
(5) 火災防御訓練
(6) 初期消火訓練
(7) その他必要に応じた訓練

第２節　防災まちづくり

本市の市街化区域は，573ha を指定しており，都市施設，市街地開発事業など都市災害の未然防止を第一として，都市機能を十分発揮できるよう用途地域が指定されている。

都市部市街地は都市計画市街地整備事業等，農村部は建築物や集落整備事業等を推進し，全域では，土木施設の安全化，ライフライン等の耐震対策，地盤等災害予防等を推進する。

第１　防災まちづくりの推進

災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から災害に強いまちづくりの総点検を行い，以下の点を主な内容とする防災まちづくりの方針を作成し，都市計画マスタープラン等に位置づけ防災まちづくりの推進に努める。

1　都市の災害危険度を把握し，防災に配慮した土地利用計画

2　災害時の緊急活動を支え，市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画

3　地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画

4　木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るための土地区画整理事業等の計画

道路，公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業等の都市計画決定，地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度の活用，建築物の不燃化等を総合的に推進する。

第２　防災空間の確保

災害に強いまちづくりを進めるためには，市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間，避難や救急車両が通行するための交通路，防災拠点や避難地などの防災空間の確保が不可欠である。

そのため，市街地における防災空間を形成する道路や公園 河川等の根幹的な公共施設の整備に努める。

1　緑地保全地区の指定

都市緑地保全法に基づき，緑地保全地区を指定し，良好な緑地を保全し，健全な生活環境を確保するとともに，都市における災害の防止に努める。

2　延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

延焼遮断空間を確保するため，幹線道路，都市計画公園，防災遮断緑地，河川等の整備や建築物のセットバック，都市防災不燃化促進事業等の総合的な推進に努める。

3　防災通路や避難路となる道路の整備の推進

震災時においては，道路は人や物を輸送する交通機能のみならず，火災の延焼防止効果や避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また，道路の新設拡幅は，沿道構築物の不燃化を促し，オープン・スペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や，地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備に努める。

その際，都市の構造，交通及び防災等総合的に検討し，特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

4　防災拠点や避難地となる都市計画公園，緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園，緑地等の整備を推進するとともに，これらの公園において耐震性貯水槽，ヘリポートなどの災害応急対応施設の整備を行い，公園の防災機能の一層の充実に努める。

5　消防活動空間確保のための街路整備

消防車両が進入できない道路は，火災延焼の危険性が高いだけではなく，消防活動の困難性が特徴としてあげられ，消防活動が効果的に実施できる最低限の空間としての消防用道路を確保すべく計画的な整備に努める。

第３　地震火災の防止

(1) 初期消火体制の確立

地震直後の消火栓の使用不能，道路の通行不能などの悪条件下での初期消火の効果を十分発揮するため，防火用水，水バケツ，消火器等を準備するとともにその体制を確立する。特に住民の初期消火活動が積極的に行われるよう指導する。

(2) 消防水利の整備

集落密集地における防火水槽などの消防水利を増設し，その適切配置を推進するとともに，河川，堀，池などの自然水利はもちろんのこと，井戸，用水等も水利として利用できるよう事前に検討し，利用計画をたてる。

(3) 救出機材の運用

家具や建物などの倒壊物の下敷きとなった人々の救出を敏速に行うため，レスキューキット，ポートパワー（油圧ポンプ），ジャッキなどの救出機材とともに，動力付ノコ，手ノコなどの有効利用に努める。

第４　火災予防査察

風水害等対策計画編　２.風水害対策計画 第１章 災害予防 第10節 火災予防計画 に準ずる。

第５　建築物耐震化の推進

地震発生後の避難，救護，その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は，災害対策全体に対して果たす役割が大きく，非構造部材を含む耐震対策等により，発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものし，指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には，優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

また，地震時の停電に備え，応急対策活動に必要な非常用電源の確保に努めていく必要がある。

1　防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

公共施設等については，耐震改修促進計画に基づき，耐震化を推進及び非常用電源の確保に努める。

2　不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化

不特定多数の者が利用する一定の建築物（特定建築物）の所有者は，耐震診断を行い，必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとし，県及び市は，建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

3　既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

(1) 耐震診断マニュアルの活用

既存の耐震診断基準等の有効利用を図るため県の耐震診断技術マニュアル（木造編，鉄骨造編，鉄筋コンクリート造編）を活用し，県内の建築士及び応急危険度判定を行う判定士による耐震診断の促進を図る。

4　建築物の落下物対策の推進

落下物対策の効果的な推進を図るため「建築物の落下物対策のための改修にかかわる特別償却制度」の徹底した普及に努める。

(1) 一般建築物の落下物防止対策

県の指導の下に，地震時に建築物の窓ガラス，看板等落下物による危険を防止するため次の対策に努める。

① 繁華街等の道路沿いにある 3 階建以上の建築物を対象に落下物の実態調査を行う。

② 実態調査の結果，落下の恐れのある建築物について，その所有者また，管理者に対し改修を指導する。

③ 建築物の所有者又は管理者に対し，窓ガラス，看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

④ 体育館等の大空間の建築物の所有者又は管理者に対し，天井，窓ガラスの落下防止の改修の啓発を行う。

(2) 塀の倒壊・家具の転倒防止対策

地震による塀（石塀を含む）の倒壊や家具の転倒を防止するため次の施策の推進に努める。

① 住民に対し塀の安全点検及び耐震性の確保及び家具の転倒防止について広報誌等を活用し啓発を図るとともに，塀の造り方，点検方法及び補強方法等や家具の転倒防止方法についてパンフレット等を利用し知識の普及を図る。

② 市街地内の塀の実態調査を行い，塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお，実態調査は通学路，避難路及び避難場所等に重点を置く。

③ 塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに，危険な塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。

塀を新設又は改修しようとする住民に対し，建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

第 6　土木施設の安全化

道路，橋梁，河川，ため池等の土木施設の耐震性劣化に留意し安全対策に努める。特に，緊急輸送道路については，必要な輸送機能を確保できるように耐震対策の実施に努める。また，崩落等の危険性がある法面は，震災，風水害による土木施設への影響を含め安全対策を検討する。

第 7　ライフライン等の耐震対策

上下水道施設，電気施設，電話施設，ガス施設等について，各施設管理事業者の計画と調整を図りつつ，施設の耐震性の強化，液状化対策及び風水害にも対応したライフラインづくりの推進に努める。

第８　地盤等災害予防計画

１　地盤災害危険度の把握

(1) 地盤情報等のデータベース化

市内の地形，地質，土質，地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し，データベース化することにより，地盤災害の危険度の把握に努める。

(2) 地盤情報等の効果的利用

地盤情報等のデータベースは，公共工事，民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などに活用していく。また，データベースを利用して，地域の災害危険度に関する調査を行い，その結果を防災避難マップ等に反映させるように努める。

２　土地利用の適正化の誘導

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。

(1) 防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用の確保

市総合計画，市都市計画マスタープラン等に基づく，都市の災害危険度の把握を的確に行うとともに，これらの情報を周知する。

また，災害に弱い地区の土地利用について，安全性の確保という観点から総合的な検討を行い，土地利用の適正化の誘導に努める。

(2) 土砂災害警戒区域等の周知の徹底と砂防法等の適切な運用

ハザードマップの作成等により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知を図るとともに，砂防法等の適切な運用を図る。

３　造成地災害防止対策の推進

(1) 災害防止に関する指導，監督，防災パトロールの強化

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可，建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導，監督を県と協力して行う。

また，巡視等により違法開発行為の取締り，梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけ等の防災パトロールを実施する。

(2) 災害防止に関する指導基準

①　災害危険度の高い区域

急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域内の土地については都市計画法の適用により，原則として開発計画を認めない誘導を図る。

②　人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は，その高さ，勾配及び土質に応じ，擁壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導する。

③　軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は，地盤改良を行うよう指導する。

(3) 大規模盛土造成地情報の公開

大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努める。

4　地盤沈下防止対策の推進

地盤沈下による建築物，土木建造物等の耐震性劣化の可能性が指摘されている。このため地盤沈下の誘因となる地下水の過剰揚水などを規制する。

5　液状化防止対策の推進

液状化による被害を軽減するため，公共施設等においては，埋立地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに，締固め，置換，固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策や指導を行うよう努める。

地盤改良等による液状化防止対策や，液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策に努める。また，建築物の所有者・設計者に対し，パンフレットの配布等による液状化対策に関する普及・啓発に努める。

(1) 液状化予防対策

- 木造建築物は，必要に応じて地盤が軟弱な区域を指定する。(根拠指定：建築基準法施行令第 42 条)
- 小規模建築物（階数が 3 以下）を対象に，液状化発生予測手法等を指導する。

(2) 液状化対策工法

地盤に液状化可能性がある場合，次の対策を指導する。

- 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。
- 締固め，置換，固結等有効な地盤改良を行う。
- 基礎杭を用いる。

6　警戒避難体制の確立

崖崩れの発生の恐れがある場合，あるいは危険が切迫した場合に，迅速かつ適切な勧告又は指示及び伝達ができるよう，その必要な事項を定めるため昭和 44 年 8 月 20 日付消防防第 328 号「急傾斜地崩壊危険区域における災害防止に関し市町村地域防災計画に定める事項について」の通知に準拠して危険地域の指定のないものについても警戒避難体制，パトロール，地域住民への連絡等の整備に努める。

第３節　被害軽減への備え

第１　医療救護活動への備え

地震災害においては，広域あるいは局地的に，多数の傷病者が発生することが予想され，情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって，被災地域内では十分な医療が提供されない恐れがある。これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため，平常時より本市及び医療機関等は医療救護活動への備えを図る。

1　情報伝達体制の確立

大災害発生時には公衆回線の途絶，輻輳等が十分予想される。そのため，平常時から無線，インターネット接続等災害時医療に係る情報連絡体制を確立するとともに，非常用通信手段を確保しておくことが必要である。

また，病院は，電力・通信が寸断された場合でも，広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）が入力できるよう，データ通信が可能な通信機器（衛星電話等）の整備に努める。

医療関係連絡機関

	名　　称	所在地	電話番号
全県	茨城県医師会	水戸市笠原町 489	029-241-8446
	茨城県歯科医師会	〃　見和 2-292	029-252-2561
	茨城県薬剤師会	〃　笠原町 978-47	029-306-8934
	茨城県看護協会	〃　緑町 3-5-35	029-221-6900

（出典）茨城県地域防災計画（資料編）

常陸太田市を管轄する医師会

常陸太田市医師会　　住所　常陸太田市中城町 3210 商工会館内

Tel 0294-73-0760 Fax 0294-73-0768

2　医薬品等の確保

本市が位置する地域の災害用医療品等備蓄場所は，茨城県地域防災計画の県北と県央ブロックの指定備蓄者を参照とする。

※（資料 2-49）災害用医療品等備蓄場所

3　医療関係者に対する訓練等の実施

(1) 病院防災マニュアルを基にした防災訓練の実施

医療機関にあっては，災害により病院が陥る様々な状況に応じて，適切な対応が行われる必要がある。

市は，病院が，防災体制，災害時の応急対策，自病院内の入院患者への対応策，病院に患者を受け入れる場合の対応策，食糧・水・物資・燃料等の備蓄及び確保等について留意した病院防災マニュアルの作成や防災訓練実施の指導に努める。

病院は，年２回の防火訓練に加え，年１回以上の防災訓練の実施に努める。また，夜間時の発災を想定した訓練や地域の防災関係機関や地域住民との共同の防災訓練が望まれる。

4　医療ボランティアの確保

市は，災害発生時における医療ボランティア活動を支援するため，医療救護班を担当窓口とし，災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう機能の整備に努める。

※（資料 2-50）医療関係機関

※（資料 2-51）医薬品取扱業関係者

第２　要配慮者の安全確保対策

風水害等対策計画編　２.風水害対策計画　第１章 災害予防　第 17 節 要配慮者対策計画 に準ずる。

第３　職員の非常参集体制の整備計画

風水害等対策計画編　２.風水害対策計画　第１章 災害予防　第16節 職員の非常参集体制の整備計画 に準ずる。

第４節　防災教育・訓練

風水害等対策計画編　２.風水害対策計画　第１章 災害予防　第12節 防災知識の普及・防災訓練計画 に準ずる。

第５節　地震に関する情報

第１　緊急地震速報

１　緊急地震速報の発表

気象庁は，最大震度５弱以上の揺れが予想された場合に，震度４以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し，緊急地震速報（警報）を発表する。当市は，茨城県北部として発表される。

また，最大震度３以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに，緊急地震速報（予報）を発表する。

なお，緊急地震速報（警報）のうち予想震度が６弱以上のものを特別警報に位置付けている。

注）緊急地震速報（警報）は，地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより，地震による強い揺れが来る前に，これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため，内陸の浅い場所で地震が発生した場合，震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

２　緊急地震速報の伝達

気象庁は，緊急地震速報を発表し，日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。また，緊急地震速報は，テレビ，ラジオ，携帯電話（緊急速報メール機能を含む），全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による当市の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

第２　地震情報の種類，発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に，震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して，地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報 （注）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード），震度３以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で，震度を入手していない地点がある場合は，その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報 （注）	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか，地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で，震度を入手していない地点がある場合は，その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には，震度３以上の地震についてのみ発表し，震度２以下の地震については，その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに，１㎞四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度３以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について，地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード），地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等，著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻，発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。

（注）　気象庁防災情報ＸＭＬフォーマット電文では，「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について，どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

第３　地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に，地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び東京管区・水戸地方気象台が提供している資料は，以下のとおり。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 （全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に，一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度４以上を観測 （ただし，地震が頻発している場合，その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に，地方公共団体が初動期の判断のため，状況把握等に活用できるように，地震の概要，震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等，及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について，全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について，発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 （全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか，状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度５弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後１～２時間を目途に第１号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため，防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し，津波や長周期地震動の観測状況，緊急地震速報の発表状況，周辺の地域の過去の地震活動など，より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに，状況に応じて適切な解説を加えることで，防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて，単独で提供されることもある）。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成，その他防災に係る活動を支援するために，（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために，週ごとの地方の地震活動の状況をとりまとめた資料。

第４　南海トラフ地震

南海トラフ地震とは，駿河湾から遠州灘，熊野灘，紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は，南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等，異常な現象が観測された場合には，有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し，その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において，南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に，気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には，国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い，国民に対してその旨周知することとしている。

１　南海トラフ地震に関する情報

「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の２種類の情報名で気象庁が発表する。

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され，その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合，または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は，調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

(1) 南海トラフ地震臨時情報

情報の受け手が防災対応をイメージし，適切に実施できるよう，防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。

(2) 南海トラフ地震関連解説情報

「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また，「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。

詳細は下表のとおり。

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から５～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内（注１）でマグニチュード6.8以上（注２）の地震（注３）が発生 ○１カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に，他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され，想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など，ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他，想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等，南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で２時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において，モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において，モーメントマグニチュード7.0以上の地震（注３）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において，通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒），（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注１）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。

（注２）モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために，マグニチュードの推定誤差を見込み，地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8 以上の地震から調査を開始する。

（注３）太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

第３章　震災応急対策

大規模地震が発生した場合に，早期に初動体制を確立して，その拡大を防止し被害の軽減を図るため，関係機関は次の対策を講じる。

なお，本市の災害応急対策は，風水害等対策計画編　２.風水害対策計画 第２章 災害応急対策に準ずる。

第１節　組織計画・初動対応

第１　災害対策本部の組織編成

風水害等対策計画編　２.風水害対策計画 第２章 災害応急対策 第１節 組織計画 に準ずる。

１　市における動員配備の基準等

(1) 災害対策本部設置時，職員は下記 3 の事務分掌を基準にした配備を原則とするが，発災直後の段階においては，災害警戒本部又は災害対策本部事務局が災害の状況に応じ，人的被害を中心とした情報の収集に要員を振り向ける等必要な調整を行い対応する。

(2) 災害対策本部における動員の伝達

① 本部長（市長）が，動員を決定したときは，本部事務局長（総務部長）が，各部長等に伝達する。

② 各部長等は，本部事務局に本部連絡員を派遣するとともに，各班長（課長等）に動員体制を整えるよう命ずる。

③ 各班長（課長等）は，各部長等の命に従い動員体制を整える。

④ 動員された職員は，各班長（課長等）の指示に従い，直ちに防災活動を実施する。

(3) 動員の連絡方法

① 勤務時間中の場合

ア　庁内放送及び庁内電話

② 勤務時間外，休日等の場合

ア　防災行政無線(市職員専用モード)

イ　一般加入電話(市外在住者)

事務局長 → 各部長等 → 各班長 → 各班員

配備体制

体　制	設置基準	配備要員
情報連絡会議（レベル１）	①本市で震度 4 の地震により，総務部長が必要と認めたとき ②その他状況により総務部長が必要と認めたとき	防災対策課，総務課，建設課，下水道課，水道総務課など〔状況に応じ，配備要員（担当課・人員）は決定する〕
災害警戒本部（レベル２）	①本市で震度 5 弱の地震が発生したとき ②市域に小規模な災害が発生したとき ③その他状況により副市長が必要と認めたとき	災害警戒本部を構成する班の所定の要員（原則１名，必要に応じ増員）
災害対策本部（レベル３）緊急体制	①本市で震度 5 強以上の地震が発生したとき ②市域に大規模な災害が発生したとき ③その他状況により市長が必要と認めたとき	災害対策本部を構成する各部各班の所定の要員（原則半数，必要に応じ増員）
災害対策本部（レベル４）非常体制	①本市で震度 5 強以上の地震が発生し，緊急体制（レベル 3）で対処できないとき ②その他状況により市長が必要と認めたとき	全職員

2　自主登庁

本市に所属するすべての職員は，勤務時間外においても強い地震（震度５強以上）を感じるなど重大な災害発生のおそれがある場合は，電話等による連絡が不能の場合は動員命令を待つことなく自己の判断により直ちにあらゆる手段をもって，所属勤務場所に登庁することに努め，登庁次第，市長（本部長）又は所属各部班長の指示を受け，災害対策応急活動に従事しなければならない。

3　市災害対策本部の事務分掌

市災害対策本部の事務分掌【時間経過別総括表】

活動業務＼活動の主な時期	担当班（課）	30 分以内	24 時間以内	24 時間目以降
◇　地震後概ね 30 分以内の活動				
1　災害対策本部の立ち上げ及び庁舎内の安全確保	総務班	○		
2　概括的な被害情報の収集・伝達及び応援要請	総務班	○		
3　住民への注意の呼びかけ	総務班，情報班	○	○	○
4　報道機関への情報提供	情報班	○	○	○
◇　地震後概ね 24 時間以内に開始する活動				
1　被害情報の収集・伝達	総務班 情報班 各班		○	○
2　住民への広報・報道対応	情報班 総務班		○	○
3　医療救護	医療救護班		○	○
4　二次災害の防止	建設班 都市計画班		○	○
5　重要道路の確保	建設班 都市計画班 輸送物資班		○	○
6　要配慮者及び児童・生徒の安全確保	救護班 教育班		○	○
7　災害救助法の適用	総務班		○	○
8　消防活動	消防班	○	○	○
9　行方不明者の捜索	救護班 消防班		○	○
10　避難勧告・避難指示（緊急）及び避難誘導	総務班 情報班 消防班 輸送物資班		○	○
11　避難所の設置・運営	救護班 教育班 農林畜産班 商工観光班		○	○
12　給水	水道班		○	○
13　食糧，生活必需品の確保・供給	商工観光班 農林畜産班 輸送物資班 救護班		○	○
14　遺体の処理，埋火葬	防疫清掃班		○	○

◇　地震後概ね 24 時間以降に開始する活動				
1　し尿及び廃棄物の収集処理	防疫清掃班			○
2　防疫	防疫清掃班			○
3　文教対策	教育班			○
4　住宅対策	調査班 都市計画班			○
5　生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付	情報班 協働班 救護班			○
6　罹災証明書の発行	市民班			○
7　罹災者の心のケア対策の実施	医療救護班			○
8　災害弔慰金等の支給・貸付け	救護班			○
9　被災者生活再建支援金の支給	救護班			○
・　税の減免等	税務課			○
・　被災農林事業者，中小企業への情報提供	農政課 商工振興・企業誘致課			○
・　公共施設等の災害復旧・復興	各課			○

第 2 節　地震後概ね 30 分以内の活動

おおまかな被害状況を把握し，人命の安全確保という観点から，市の防災力だけで消火・救助等に対応できる規模の被害か，応援を要請する必要がある規模の災害かを判断する。

そして，その結果を県に報告する。

【震度 5 強以上の地震が発生した場合の対応】

1　災害対策本部の立ち上げ及び庁舎内の安全確保（総務班）

(1) 震度 5 強以上の地震を観測した場合は，自動的に災害対策本部を設置する。

(2) 総務班は，直ちに庁舎内の来庁者及び職員の安全を確保するとともに，災害対策本部室（大会議室）を設置する。

(3) 非常電源及び無線機能の確認を行う。

(4) 電源，通信機能に障害がある場合，直ちに東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社及びＮＴＴに対応を要請する。

(5) 大会議室に設置できない場合は，分庁舎又は消防本部に設置する。

2　概括的な被害情報の収集・伝達及び応援要請（総務班）

(1) 総務班は，震度 5 強以上の地震を観測した場合，覚知後 30 分以内で可能な限り早く概括的な被害情報を収集し，茨城県被害情報等報告要領及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災 267 号）に基づき，分かる範囲で災害概況即報により県及び国（消防庁）に報告する（被害の有無を問わない）。

(2) 消防本部は，119 番通報が殺到した場合，上記にかかわらず県及び国（消防庁）にその旨を報告する。

(3) 収集した情報により，上空からの情報収集，大規模な消火・救助活動等が必要と判断した場合，市長（本部長）は直ちに県に対し，ヘリコプター，緊急消防援助隊，自衛隊等の応援を要請する。

【収集・判断すべき情報】

① 生き埋め等要救出現場の発生数（概数，概数が不明の場合は被害規模等を類推できるような状況報告）

② 救急要請，火災の発生件数（概数，概数が不明の場合は被害規模等を類推できるような状況報告）

③ 緊急消防援助隊，県防災ヘリコプター，自衛隊等応援の必要性

④ 孤立し情報の確認ができない地区の発生状況

⑤ その他特記すべき事項

【情報の収集要領】

（勤務時間内発災の場合）

① 庁舎及び庁舎近辺の被害状況から類推する。

② 消防署，警察に職員を派遣し，119 番，110 番通報の状況を把握する。

（勤務時間外発災の場合）

① 参集途上に把握した被害状況から類推する。

② 消防署，警察に職員を派遣し，119 番，110 番通報の状況を把握する。

【情報の伝達先】

県防災・危機管理課	直通 TEL 029-301-8800 直通 TEL 029-301-2885 防災電話 8-600-82401～3 防災 Fax　9-600-8301～2

3　住民への注意の呼びかけ（総務班，情報班）

本市で震度５強以上の地震を観測した場合，総務班，情報班は，市防災行政無線等あらゆる手段を用いて注意を呼びかける。

【案文】

こちらは常陸太田市です。

ただいま，震度６弱の地震が発生しました。火を消してください。

身の回りを確認し，危険がある場合は，安全な場所に避難してください。

今後，余震が予想されます。ちょっとした衝撃でかわらや看板などが落ちてきたりする場合がありますので，十分注意してください。

またラジオやテレビの情報に注意し，落ち着いて行動してください。

（繰り返す）

4　報道機関への情報提供（情報班）

(1) 報道対応の責任者は情報班長とし，報道マニュアルに基づいて対応する。

(2) プレスルームを設置し，情報班長が報道機関への災害情報の提供を，時間を決めて行う。

(3) 報道機関からの取材については，情報班を窓口として対応する。

第３節　地震後概ね 24 時間以内に開始する活動

被害状況を把握し，必要に応じて，他機関やボランティアの応援を得ながら人命の安全確保，被災者の生活の確保という観点から必要な対策を実施する。把握した情報及び実施した対策については毎日広報紙等にまとめて避難所等で配布することを目標とする。

1　被害情報の収集・伝達（総務班・情報班・各班）

(1) 総務班は，被害情報の収集・伝達後，県の定める様式に従った被害状況の調査が適切に行える体制を各班と協議して整える。

(2) 総務班及び情報班は，各班からの報告をとりまとめ，報告時点で判明している最新の情報を，県防災情報ネットワークシステムを通じて県に報告する。

(3) 災害の規模が大きく，市の情報収集能力が著しく低下した場合は，県に応援を求める。

(4) 応急対策が終了した場合（災害対策本部を廃止した場合），茨城県被害情報等報告要領に基づき確定報告を県に対して行う。

2　住民への広報・報道対応（総務班，情報班，広報班）

(1) 住民への広報

① 住民への広報の責任者は情報班長とする。

② 発災当日の段階においては，市防災行政無線により逐次住民に情報を提供する。

③ 以降，各班の協力を得て被害状況や対策の状況を記した広報紙（原則としてＡ3 判片面のチラシ形式）を毎日作成し，避難所等に掲示する。

④ 上記の他，インターネット，ＦＡＸ等市で活用し得るあらゆる広報手段を用いて広報活動を行う。

⑤ 要配慮者への広報に当たっては，民生委員・児童委員，ボランティア等を通じてきめの細かい広報に努める。

⑥ 被災者の安否についての住民等からの照会については，被災者等の権利利益に配慮しつつ，可能な限り情報提供に努める。

【広報紙の掲載項目例（発災当初の段階）】

① 市長声明（励まし及び対策の方針）

② 二次災害注意情報

③ 被害速報

④ 電気・ガス・水道情報

⑤ 医療情報

⑥ 交通情報

⑦ 食料・水・生活物資情報

(2) 報道対応

① 報道対応の責任者は情報班長とする。

② プレスルームを設置し，情報班長が報道機関への災害情報の提供を，時間を決めて行う。

③ 報道機関からの取材については，情報班を窓口として対応する。

(3) Ｌアラートの活用

市は，避難勧告等を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合，Ｌアラートに迅速・確実に情報を送信するものとする。

なお，庁舎の被災等，特段の事情により市が上記の情報送信を実施することができない場合は，県に実施を依頼するものとする。

3　医療救護（医療救護班）

(1) 医療救護班は，市内の医療機関の被災状況及び負傷者の受け入れ体制を確認する。

(2) 負傷者の発生状況を勘案し，必要と認める場合には，県に対して医療救護班の派遣を要請し，救護所を設置する。

(3) ボランティアを含む医療救護班の受け入れは医療救護班が担当する。

(4) 重傷患者を市外にヘリコプターで後方搬送する必要が生じた場合には，県に対し，受け入れ施設の確保とヘリコプターの派遣を要請する。

※（資料 2-54）ヘリコプターの離発着場

※（資料 2-55）ヘリポート設定場所概要

4　二次災害の防止（建設班，都市計画班，各班）

(1) 関係各班は，余震等による二次災害を防止するため，下記の対策を行う。

① 避難所施設の点検

② 市有施設の点検

③ 市所管道路，橋りょう等構造物の点検

④ 民間建物の応急危険度判定（県と連携して実施する）

⑤ 土砂災害危険箇所，水害危険箇所の点検

⑥ 危険物施設の点検（消防本部に要請）

(2) 必要な場合，県，防災関係機関等の応援を要請し，二次災害対策に万全を期す。

(3) 二次災害のおそれがあるときは（応急危険度判定において「危険」と判定された民間建物を含む。），避難の勧告・指示等の措置をとる。

(4) 情報班を通じ，上記で把握された二次災害に関する情報を逐次広報する。

5　重要道路の確保（建設班，都市計画班，輸送物資班）

(1) 建設班及び都市計画班は，パトロール等を実施して市内の重要道路の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに，国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所，茨城県常陸太田工事事務所，太田警察署等関係機関と連絡を密にし，隣接市町村を含む道路被害の状況及び交通状況を把握する。

(2) 輸送物資班は，建設班と協議し，被災者の移送，被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要と認めるときは，県公安委員会（太田警察署）に災害対策基本法第 76 条に基づく交通規制を要請する。また，市道の破損，決壊その他の事由により交通が危険である場合，建設班は，道路法第 46 条に基づく通行の禁止又は制限措置を施す。

(3) 建設班及び都市計画班は，被害状況等に基づき，効率的な防災活動が展開可能となるよう下記の点を考慮し，重要道路の応急措置を行う。なお，市道以外の道路については，各々の道路管理者に応急措置を要請する。

① 消火活動，救出活動上重要な道路
② 緊急医療上重要な道路（病院やヘリポートへのアクセス道路）
③ 緊急物資の輸送上重要な道路
④ 広域応援受入れ上必要な道路

6 要配慮者及び児童・生徒の安全確保（救護班・教育班）

(1) 救護班は，要配慮者（在宅のねたきり，痴呆，ひとり暮らしの高齢者，身体障害者，乳幼児等）及び要配慮者関連施設入所者等の安全を確保するため，市社会福祉協議会，民生委員・児童委員等の協力を得て下記の対策を講じる。
① 要配慮者の安否確認
② 要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所
③ 要配慮者関連施設入所者等の状況把握及び支援

(2) 教育班は，児童・生徒が在校時間中に地震が発生した場合，児童・生徒の状況を各小中学校から把握し，負傷者等が発生した場合は適切な処置を指示するとともに，必要な場合は移送車の確保等支援を行う。

7 災害救助法の適用（総務班）

災害救助法の適用の基準，手続きは，風水害等対策計画編　２.風水害対策計画 第２章 災害応急対策　第 25 節 災害救助法の適用 に準ずる。

8 消防活動（消防班）

(1) 緊急消防援助隊等他消防機関の応援が必要と判断したときは，県又は他消防機関に対して応援の調整を要請する。

【地震災害時における消防活動の基本方針】

① 消火活動の優先

地震災害は人命に対する多様な危険現象が複合的に発生するが，最も被害を増幅するものは，二次的に発生する火災である。したがって，地震時における消防活動は，人命の安全確保を図るための消火活動を優先させることを原則とし，総力を挙げて出火防止と火災の早期鎮圧及び拡大防止を図る。また，火災が各地に続発した場合は，避難の安全確保活動を展開する。

② 人命の救助，救急活動

地震時には，家屋倒壊，障害物の落下，がけ崩れ，自動車等車両の衝突，危険物の漏洩などが複合的に発生し，大規模災害に発展することが予想されることから，必要に応じ，人員・資機材を活用し，人命救助，救急活動を実施し，安全確保に努める。

③ 安全避難の確保

地域住民が災害地から避難が完了するまで，火災の鎮圧と拡大防止を図り，避難援護の防御活動に努める。

9　行方不明者の捜索（救護班，消防班）

(1) 生き埋め等により多数の行方不明者が発生した場合，救護班，消防班は，行方不明者に関する相談窓口を設置し，情報提供及び相談に応じるとともに，捜索が必要とされる者の住所，氏名，年齢，性別，身長，着衣その他の必要事項を聴取・記録の上，警察署等に消防班員を派遣するなど防災関係機関と緊密に連携し，的確な情報の把握に努める。

(2) 救出活動に当たっては，救護班，消防班，消防団，警察署，自衛隊派遣部隊等の防災関係機関が連携を密にし，それぞれの立場から迅速に実施する。

(3) 救護班，消防班は，行方不明者の捜索，救出活動又は後方活動に関する情報を本部長に報告するとともに，必要に応じ関係各班に対して，各種協定等に基づく関係機関，業者，団体等の協力を要請する。

10　避難指示及び避難誘導（総務班，情報班，消防班，輸送物資班，各班）

(1) 避難指示の決定は，市長が行う。

(2) 総務班は，以下の場合，避難指示，警戒区域の設定等必要な避難措置を講じることとし，情報班は，市防災行政無線，ハンドマイク，広報車等やＬアラートによりその内容を伝達し，市職員，自主防災組織，消防団，消防職員及び警察官等あらゆる手段を用いて安全な場所へ誘導する。この場合，事前に安全な避難経路を検討し，危険な箇所を標示するほか，必要に応じて誘導員を配置し事故防止に努める。要配慮者に配慮して誘導する。

① 火災の延焼により危険が迫っているとき

② 二次災害として水害，土砂災害，危険物災害等の危険が迫っているとき

③ その他災害の状況により，市長が必要と認めるとき

(3) 避難の指示に当たっては，できる限り当該地域住民に次の事項を明示し，安全かつ迅速に避難させる。

① 避難を要する理由

② 避難指示の対象地域

③ 避難先とその場所

④ 避難経路

⑤ 注意事項

(4) 避難指示，警戒区域の設定は，各根拠法令に基づき市，警察官，県知事の命を受けた者，災害派遣を命じられた部隊等の自衛官により行われる場合があり，混乱をきたさないよう，総務班はこれらの機関と緊密な情報交換を行う。(災害対策基本法第 61 条，警察官職務執行法第 4 条，自衛隊法第 94 条)

(5) 避難の措置を講じた場合，以下の事項について県知事に速やかに報告する。

① 避難指示の発令者

② 発令日時

③ 発令の理由

④ 避難対象地域

⑤ 避難対象世帯数及び人員数

⑥ 避難先

(6) 市長（本部長）は，避難の必要がなくなったときは，直ちにその旨を公示する。また，市長（本部長）は，その旨を知事に県報告する。

【案文】
こちらは常陸太田市です。
○時○分，土砂くずれの危険があるため，○○地区に避難指示が出されました。○○地区の方は○○の指示に従って○○へ避難してください。
（繰り返す）

11　避難所の設置・運営（救護班，教育班，商工観光班，農林畜産班）

(1) 地震により住宅を失った者，余震等により住家が二次災害に見舞われる可能性のある者，高齢者，障害者等で停電，断水等により日常生活に支障をきたす被災者については，避難所を開設し保護する。
(2) 受入期間は，被災者が住宅を修理，新築する等住宅を確保することができるまでの期間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの期間とする。ただし，教育施設等に関しては，学校教育の実施に支障のない範囲及び期間とするよう配慮する。
(3) 避難所を開設した場合，救護班は避難者名簿を作成する。名簿により，避難人員，傷病者の有無，その他必要な事項を確認し，必要事項を市長（本部長）に報告するとともに，商工観光班は，食料品，飲料水，生活必需品，学用品等の要供給数の把握に活用する。
(4) 避難所においては，情報班が作成する広報紙等を通じて逐次避難者に情報を伝達する。
(5) 必要な場合，救護班は医療救護班の避難所への派遣を依頼し，検診等を実施する。
(6) 避難所の運営に当たっては，自主防災組織やボランティアの協力も積極的に受ける。また，女性の参画を推進し，男女のニーズの違い等男女双方の視点に立つとともに，要配慮者に十分配慮するものとする。
(7) 被災者の健康状態や避難所の衛生状態に配慮し，良好な生活環境の保持に努める。

12　給水（水道班）

(1) 断水時の給水は，水道班が次の方針で実施する。なお，市のみで対応が困難な場合は，他の水道事業者に応援を要請する。
　① 水の確保：配水池から確保する。
　② 給水量と期間：給水は，飲料水を得られない者に対して１人１日３リットルを限度として行う。期間は原則として７日以内であるが，被害状況及び復旧状況により必要な場合は延長する。
　③ 給水方法：配水池による拠点給水及び給水車による給水活動を原則とする。
(2) 避難所，病院，特別養護老人ホーム，養護老人ホーム等災害時緊急給水対象施設については，給水タンク等で個別に給水する。
(3) 戸別給水でないため，特に高齢者や障害者にとっては水の運搬が大きな負担となる。そこで，必要な場合は，災害ボランティアに対し，在宅要配慮者への支援を要請する。
(4) 応急復旧は，配水池への送水管路，医療機関，医療救護拠点，地域防災拠点への管路及び給水区域拡大のための仮設配水管路の順とする。
(5) 応急復旧工事は，「常陸太田市水道施設に係る災害等の応急措置の協力に関する協定」に基づき常陸太田市管工事協同組合に対して協力を要請する。

(6) 必要に応じ，相互応援協定に基づき応援を要請する。

13　食糧，生活必需品等の確保・供給（商工観光班，輸送物資班，救護班，農林畜産班）

(1) 避難所への避難者，住家の被害により炊事のできない者等災害時に食糧を確保することができない者に対する食糧の供給は，商工観光班が，原則として避難所で下記の方法により行う。

① 市備蓄食糧の放出
② 米穀，パン等の業者からの確保（応援協定）
③ 避難所，給食センターでの炊き出し
④ 自衛隊の災害派遣による炊き出し
⑤ 県を通じての調達及び供給
⑥ 食糧事務所を通じての米穀・乾パンの調達

(2) 災害による住家被害等により，日常生活に欠くことのできない被服，寝具その他の衣料品を喪失又は毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対する生活必需品等の供給は，救護班が，原則として避難所で下記の方法により行う。

① 市備蓄物資の放出
② 流通物資の確保及び供給（応援協定）
③ 県を通じての調達及び供給
④ 日本赤十字社茨城県支部からの調達
⑤ 他市町村からの調達（応援協定）
⑥ 義援物資の活用

(3) 高齢者，障害者，幼児，体力衰弱者に優先的に配分する。

14　遺体の処理，火葬（防疫清掃班）

(1) 防疫清掃班は，遺体を発見した旨の連絡を受けたときは，直ちに所轄の警察署に通報する。
(2) 遺体の見分，検視は警察が行う。
(3) 遺体の検案は，監察医，警察協力医が行う。
(4) 検案後，必要に応じ遺体の洗浄，縫合，消毒等の処置を行い，遺体の一時保存及び遺体処理台帳の整備を行う。
(5) 災害の際死亡した者に対し，その遺族が火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合については，応急的措置として防疫清掃班が火葬，焼骨の仮収蔵及び遺留品の保管を行う。
(6) 防疫清掃班は，身元不明遺体等の広報に当たっては，警察，消防等関係機関と協議の上，統一的に行う。
(7) 本市内において，速やかな遺体の火葬が困難と思われるときは，近隣団体に火葬協力を依頼する。

※（資料 2-52）火葬場

第 4 節　地震後概ね 24 時間以降に開始する活動

必要に応じて，他機関の応援を得ながら被災者の生活の確保，自立支援という観点から必要な対策を実施する。被災者支援のための情報については，広報紙等にまとめて避難所等で配布することを目標とする。

1　し尿及び廃棄物の収集処理（防疫清掃班）

(1) し尿の処理

① 防疫清掃班は，下水道の被害等によりトイレが使用不能となった場合，リース業者から仮設トイレを借り上げ，避難所その他必要と認める箇所に設置する。

② 市のみで対応が困難な場合は県を通じて他市町村等に応援を要請する。

(2) ごみ処理

① 防疫清掃班は，災害後必要な場合は，通常の排出場所の他，避難所等に仮設ステーションを設置する。

② 処理施設の機能に障害を与えないよう，可燃物及び不燃物の分別排出の徹底について，市防災行政無線や広報紙等を通じて住民に周知する。

③ 一度に処理できない場合は，公共施設，公園等の中から一時保管場所を選定する。

④ 市のみで対応が困難な場合は県を通じて他市町村等に応援を要請する。

(3) 災害廃棄物の処理

災害時にはがれき等の災害廃棄物が発生するが，その処理に関しては以下の点に注意する。

① 処理対象

個人住宅等から排出されるがれき等。なお，公共・公益施設及び大規模企業の事業所等から発生する災害廃棄物は，それぞれ自己処理を原則とする。

② 仮置場等の確保

倒壊家屋数等から災害廃棄物の発生量を予測し，必要な機材や仮置場を確保する。

③ その他

破砕・分別等を徹底し，木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

2　防疫（防疫清掃班）

(1) 浸水等により防疫活動が必要となった場合，防疫清掃班は，保健所及び医療救護班の助言・指導を受け防疫活動を実施する。

(2) 市のみで対応が困難な場合は，県を通じて他市町村等に応援を求める。

(3) 防疫清掃班は，被災状況及び感染症等の発生又は発生が予想される地域等を迅速に把握して対策方針を決定の上，感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律に基づき，防疫活動を実施する。

3　文教対策（教育班）

(1) 応急教育の実施

① 教育班及び学校長は，教育施設や教員の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため，県教育委員会と十分な調整を図り，施設や教員の確保に努める。

② 教育班及び学校長は，施設の被害又は児童，生徒，教員の被災の程度によっては，県教育委員会と協議の上臨時休校の措置をとる。

(2) 学用品の給与

災害によって住家に被害（床上浸水以上）を受けた小学校生徒及び中学校生徒で学用品を喪失又はき損し，就学に支障をきたしている者については，災害救助法の基準に基づき学用品を給与する。

(3) 心の健康対策の実施

教育班及び学校長は，医療救護班及び保健所等と連携し，被災した児童・生徒の心の健康管理に十分配慮し，カウンセリングの実施等心に傷を受けた児童・生徒の心の健康保持に努める。

4　住宅対策（総務班，都市計画班）

(1) 住家被害認定調査

調査班は，被害状況判定基準に基づき住家の被害認定調査を行い，その結果を罹災者台帳としてまとめる。被災世帯が多数で迅速な処理が困難な場合は，各班の協力を得て体制を拡大する。また，調査方法等に高度な専門知識・技術が求められる場合は，学識経験者等の協力を得てより客観的な調査に努める。また，都市計画班は，２次災害を防止するため，応急危険度判定士の派遣を県に要請し，被災家屋の判定を行う。

(2) 住宅ニーズの把握及び住宅相談の実施

都市計画班は，罹災者台帳を基に住宅ニーズを把握する。また，必要に応じて住宅相談窓口を市庁舎，避難所に設置し，被災者の住宅の把握及び情報提供等に努める。

(3) 住宅対策の実施方針

住宅対策（災害にかかった住宅の応急修理，障害物の除去及び応急仮設住宅の設置）は，災害救助法が適用された場合には同法に則って実施するものとし，応急仮設住宅の設置にあたっては，リース方式や民間賃貸住宅などの借上げによる方法も検討し，決定する。災害救助法の救助の対象とならない災害においては，災害の状況により必要に応じて対策を実施する。所管は，都市計画班とする。

※（資料 2-48）住宅対策の実施方針

(4) 公営住宅等のあっせん

必要な場合，都市計画班は公営・民間住宅等の空家情報を収集し，状況に応じてあっせんを行う。

5　生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付（情報班，協働班，各班）

(1) 広報紙等による再建支援情報の提供

情報班は，生活再建支援に関わる各班，県及び防災関係機関等からの情報を集約し，臨時の広報紙等を発行して被災者・被災事業者に情報提供を行う。

(2) 災害市民相談の実施

① 被災者が各種の相談を身近に受けられるよう協働班は，各班，県，防災関係機関，関係事業者等の協力を得て災害市民相談を実施する。

② 相談体制は災害の状況及び時間経過に応じて適時見直しを行う。

③ 相談の場に足を運びにくい高齢者や障害者に配慮し，必要に応じて避難所等への巡回相談を実施する。

【相談項目】

生活相談（福祉事務所，社会福祉協議会等）
電気・電話相談（電力・電話会社）
健康・保健相談（保健センター，保健所等）
教育相談（教育委員会，教育事務所）
商工・金融相談（商工振興・企業誘致課，ＪＡ，郵便局，商工会等）
農林水産相談（農政課，ＪＡ，漁協，県事務所等）
税務相談（税務課，税務署等）
住宅相談（建築住宅課）
職業・社会保険相談（公共職業安定所，社会保険事務所）

(3) 各種申請の巡回受付

被災後の各種申請（災害弔慰金等の支給・貸付，被災者生活再建支援金の支給，税の減免等）の便宜を図るため，各班は，県及び防災関係機関等の協力を得て避難所等での巡回受付活動を必要に応じて実施する。

6　罹災証明書の発行（市民班）

(1) 罹災証明書は，租税，保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に必要とされることから，市民班は，罹災者台帳を基に，市民から申請があった場合，罹災証明書を発行する。

(2) 証明の範囲は，災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する被害の範囲で，次の事項について証明する。

①　住家・住家以外の建物の被害

ア 全壊・全焼　イ 流出　ウ 大規模半壊　エ 中規模半壊　オ 半壊・半焼　カ 準半壊
キ 一部損壊　ク 床上浸水　ケ 床下浸水

②　人的被害

ア 死亡　イ 行方不明　ウ 負傷

③　その他の物的被害

(3) 必要な場合，避難所等でも申請を受け付けることのできる体制をとる。

7　罹災者の心のケア対策の実施（医療救護班）

(1) 基本方針

災害に伴い被災者は，さまざまな精神症状におちいることがある。これらの症状については，個別的な対策を行うことが必要であり，医療救護班は，保健所や関係機関と連携の上，速やかかつきめ細かな対策を講じる。

(2) 対策例

①　精神科医師，保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談，電話相談の実施

②　広報紙等を通じた被災者への情報提供

③　小・中学校における児童・生徒へのカウンセリング

8　災害弔慰金等の支給・貸付け（救護班）

(1) 災害弔慰金の支給等

災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に準拠し，自然災害により死亡した者の遺族に対する災害弔慰金の支給，精神又は身体に著しい障害を受けた者に対する災害見舞金及び被害を受けた世帯り世帯主に対する災害援護資金の貸付けを常陸太田市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき行う。

①　災害弔慰金

自然災害により死亡した者の遺族に対し，生計維持者 500 万円又はその他のもの 250 万円を支給する。この場合において，災害関連死については，審査会を設置し判定をするものとする。

②　災害見舞金

自然災害により負傷又は疾病により，法律別表に掲げる程度の障害があるときは，生計維持者 250 万円又はその他の者 125 万円を支給する。

③　災害援護資金の貸付け

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し，法律及び条例の規定に基づき，被害の種類，程度及び所得要件により，生活の立て直しのための資金の貸付けを行う。

(2) 市災害見舞金の支給

自然災害により死亡，負傷又は住家に被害があった者に対し，常陸太田市災害見舞金等支給条例の規定に基づき，見舞金を支給する。

9　被災者生活再建支援金の支給（救護班）

自然災害による被害が災害救助法に定める基準以上となり，被災者生活再建支援法が適用されるときは，住民の生活再建のため，次に掲げる者に対し支援金を支給する。

①　住宅が全壊した世帯

②　住宅が半壊，又は住宅の敷地に被害が生じ，その住宅をやむを得ず解体した世帯

③　災害による危険な状態が継続し，住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

④　住宅が半壊し，大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

第５節　被害軽減対策

第１　警備・交通計画

震災時には，様々な社会的混乱及び交通の混乱が発生する。このため住民の救助，避難誘導，犯罪の予防及び交通規制等の応急対策を実施し，住民の生命，身体，財産の保護を図り，社会秩序の安定を図る。

本市計画は，茨城県警察大震災警備計画を上位計画とし，整合を図ることから当該計画を引用する。

1　茨城県警察大震災警備計画

(1) 震災警備の任務

警察は，震災が発生した場合又は発生する恐れがある場合において，震災の拡大を防止するため，住民の救助・避難誘導，犯罪の予防及び交通規制等の応急対策を実施して，住民の生命，身体及び財産を災害から保護し，被災地における社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制の発令

警察本部長は，茨城県警察大震災警備計画により必要な警備体制を発令する。

(3) 災害警備本部の設置

警備体制を発令した場合，災害警備本部を設置して指揮体制を確立する。

(4) 警備の実施

警備活動の要領は，次のとおりとする。

被害実態の把握

① 救出救助
② 避難誘導
③ 交通対策
④ 死体の検視，見分
⑤ 地域安全対策
⑥ 保安対策
⑦ 関係防災機関に対する協力支援

(5) 警備体制の解除

警備体制を解除したときは，次の措置を行う。

① 被害状況等のまとめ
② その他必要な事項

2　交通規制計画

大震災が発生した場合は，交通の混乱及び交通事故の発生を防止し，並びに緊急交通路を確保するため，次により交通規制を実施する。

また，交通規制を実施したときは，公安委員会等は，直ちに規制にかかわる区域又は道路規制区間等の内容を交通情報提供装置の活用や道路情報センター及び報道機関の協力を得て周知に努める。

(1) 道路管理者の通行禁止又は制限

道路管理者は，道路法第 46 条の規定により，道路の破損，決壊その他の事由により交通が危険であると認める場合は，道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため，区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限する。

(2) 公安委員会の交通規制

① 公安委員会は，道路における危険を防止し，その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは，道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 4 条の規定に基づき，道路における交通の規制を行う。

② 公安委員会は，県内又は隣接・近接都県の地域にかかわる災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において，災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは，災害対策基本法第 76 条の規定により，緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど，緊急交通路の確保に当たる。

(3) 警察署長の交通規制

警察署長は，道路における危険を防止し，その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは，道路交通法第 5 条又は第 114 条の 3 の規定により，道路における交通の規制を行う。

(4) 警察官の交通規制等

① 警察官は，道路の損壊，交通事故の発生，その他の事情により，道路において交通の危険又は交通の混雑が生じる恐れがあり，道路における危険を防止し，その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは，必要な限度で道路交通法第 6 条又は第 75 条の 3 の規定により，交通規制を行う。この場合，信号機の表示する信号にかかわらず，これと異なる意味を表示する手信号等をすることができる。

② 警察官は，通行禁止区域等（前記 (2) ②により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ）において，車両その他の物件が，緊急通行車両の通行の妨害となることにより，災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは，当該車両その他の物件の移動，その他必要な措置を命ずることができる。この場合，警察官の命令に従わないときや，運転者等が現場にいないために命ずることができないときは，警察官が，自らその措置をとり，やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

(5) 自衛官及び消防吏員の措置命令･措置等

① 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は，災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項及び第 4 項 （公安委員会の指定）に基づき，警察官がその場にいない場合に限り，前記 (4) ② の職務の執行について行うことができる。

② 自衛官等は，前項の命令又は措置をとったときは，直ちにその旨を警察署長に通知する。

3 交通規制の指針

(1) 本市とかかわる交通規制の対象となる緊急輸送道路指定路線は，以下のとおりである。

第 1 次緊急輸送道路は，国道 293 号，国道 349 号，国道 461 号，主要地方道（22）北茨城大子線，第 2 次緊急輸送道路は，国道が 1 路線，主要地方道が 5 路線，一般県道が 1 路線，第 3 次緊急輸送道路は，市道が 1 路線と指定されている。

(2) 前記 2. (2) ②の緊急交通路の確保は，高速道路，自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。

(3) 緊急交通路を確保するため，原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。

(4) 交通規制を担保するため，必要により交通検問所を設置する。

(5) 交通規制を実施するときは，道路法，道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し，また，現場における警察官の指示等により行う。

4　緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両標章及び証明書の交付

① 車両の使用者は，知事又は公安委員会に対し，当該車両が災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項の規定に基づく緊急通行車両であることの確認を求める。

② 前項の確認をしたときは，知事又は公安委員会から当該車両の使用者に対し，標章及び確認証明書が交付される。

③ 交付された標章は，運転者席の反対側（助手席）ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し，証明書は，当該車両に備えつける。

(2) 緊急通行車両等の事前届出について

① 事前届出の申請者は，緊急通行（輸送）の実施について責任を有する者（指定行政機関等の長）とする。申請先は，当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署を経由し，公安委員会に申請する。

② 審査の結果，緊急通行車両として認められる車両については，緊急通行車両等事前届出済証が申請者に交付される。

③ 災害発生時に，事前届出済証の交付を受けた車両の確認は，警察本部，警察署，高速道路交通警察隊及び交通検問所において行われ，届出済証の交付を受けていない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際，直ちに標章及び確認証明書が交付される。

5　震災発生時における運転者のとるべき措置

震災発生時における運転者のとるべき措置については，次の事項の周知を図る。

(1) 走行中の車両の運転者は，次の行動をとること。

① 直ちに，車両を道路の左側に停止させること。

② 停止後は，ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。

③ 車両を置いて避難するときは，できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは，車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し，エンジンを切り，エンジンキーをつけたままとし，窓を閉め，ドアはロックしないこと。

(2) 避難のために車両を使用しないこと。

(3) 通行禁止区域等においては，次の措置をとること。

① 車両を道路外の場所に置くこと。

② 道路外に置く場所のない車両は，通行禁止区域等の外に移動すること。

③ 速やかな移動が困難なときは，車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど，緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

6　緊急輸送のための道路の確保

災害発生時には，市の主要道路について交通規制を要請し，連絡道路や緊急輸送道路を確保する。

災害時における被災者の避難及び救助物資並びに応急対策実施に必要な人員資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

市長（災害対策本部長）の指揮の下に，各課長等（各部長等）の要請により以下の事項を実施する。

(1) 被害状況の把握

本市及び県等各道路管理者は，緊急輸送道路の確保を最優先に行うために，県防災ヘリコプター，トライアル車等を効果的に活用して，所管する道路の被害状況や道路上の障害物の状況について速やかに調査を実施するとともに，応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

(2) 道路啓開等の実施

市は，行政区域内の道路の被害状況，道路上の障害物の状況を把握し，速やかに県常陸太田工事事務所に報告するとともに，所管する道路については，緊急輸送道路の確保を最優先に，啓開作業を実施する。

(3) 放置車両の対策

本市及び県等各道路管理者は，放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には，緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは，関係機関と協力して，運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては，道路管理者は，自ら車両の移動等を行うものとする。

(4) 啓開資機材の確保

本市及び県等各道路管理者は，建設業者等との災害協定等に基づき，道路啓開等に必要な人員，資機材等の確保に努めるものとする。

(5) 車両の確保

市は，車両等の調達先，予定数を明確にしておくとともに，災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合，県に対して調達・斡旋を要請する。

(6) 事前届出

市は，緊急通行車両について，災害応急対策用としてあらかじめ県公安委員会に届出を行い，事前審査を済ませておくことにより，災害時に速やかな標章等の交付が受けられるよう準備しておく。

(7) 交通規制

県警本部は，震災発生直後において，速やかに被災地を中心とした一定区域内への緊急通行車両以外の通行を禁止又は規制する。

(8) 輸送方法

災害時における輸送の方法は，災害の種類，規模及び程度により，次のうち最も適切な方法で実施する。

①　自動車輸送

調達順位

第１位 公共機関所有車両　　第２位 営業用車両　　第３位 一般自家用車両

注:自衛隊車両については状況により適切に要請する。

②　航空機による輸送

地上輸送がすべて不可能な場合は，ヘリコプター等により実施する。

(9) 被災地内における一般交通の確保

交通規制を行ったときは，その状況を次の方法によって周知の徹底に努めるとともに，一般交通の確保を図る。

① 規制道路への道路標識等の設置
② 関係機関への連絡
③ 一般住民に対する広報
④ 迂回路等の指示

第４章　震災復旧

大規模地震発生後，本市の災害復旧は，風水害等対策計画編　２.風水害対策計画　第３章　災害復旧 に準ずる。